

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	農業委員会事務局	
許 認 可 等 名	市街化区域内にある農地を転用する場合の届出の受理	
根 拠 法 令	農地法施行令	
根 拠 条 項	第3条第2項	
連 絡 先	(電話 088-621-5393)	
審 査 基 準	基 準	<p>都市計画法に定められた市街化区域内（都市計画法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）の農地を転用する場合は、事前に農業委員会に届出なければならない。（農地法第4条第1項第7号）</p> <p>農地法施行規則</p> <p>（市街化区域内の農地を転用する場合の届出） 第二十六条 令第三条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書 二 届出に係る農地が賃貸借の目的になっている場合には、その賃貸借につき法第十八条第一項の規定による解約等の許可があつたことを証する書面</p> <p>（市街化区域内の農地を転用する場合の届出書の記載事項） 第二十七条 令第三条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名） 二 土地の所在、地番、地目及び面積 三 土地の所有者及び耕作者の氏名又は名称及び住所 四 転用の目的及び時期並びに転用目的に係る事業又は施設の概要 五 第三十一条第六号に掲げる事項</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 5年 4月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 14日（休日を含む）
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 年 月 日最終変更）